

## 65歳までに総資産1億円を計画、法を守って節税したい

MONEY PLUS | 暮らしの経済メディア 2017.05.31

野瀬大樹野瀬大樹.

読者のみなさんからいただいた家計や保険、ローンなど、お金の悩みにプロのファイナンシャルプランナー（FP）が答えるFPの相談シリーズ。今回はプロのFPとして活躍する野瀬大樹氏がお答えします。

55才の会社員、妻と3人の子供がいます。現在の資産は3,000万円。すべて自分名義の口座です。マンションの価値は暴落して1,000万円、こちらも私の名義です。今後の資産運用としては毎月40万円を投入して、65歳までに1億円を計画しています。その後は年金とその1億円の利息で生活していく予定です。

しかし、このままだと財産分与で相当な税金を払わなければいけないと思っています。妻や子供に名義を移し、税法を守りながらどのように節税すればよいのか。ご指導ください。  
(50代後半 既婚・子供3人 男性)

**野瀬：まず現在の状況を整理しましょう。**

「自分名義の口座」とありますので、おそらく3,000万円というのは貯金のことかと思えます。一部、投資信託や株もあるかもしれませんが、いずれにせよ、すぐに現金化できる資産かと思われま

す。それに加えて1,000万円の不動産を持っているのでしょうか。広さはわかりませんが、家族3人で住んでいるのであれば、おそらくそれほど狭いものではないと思います。

推測するしかありませんが、地方都市の築20年程度の3LDKマンションというあたりでしょうか？ 仮にそうだとすると「暴落して1,000万」とありますが、これ以上落ちることはないでしょう。その点は安心してください。

現在持っている資産を整理すると、すぐに換金可能なものが3,000万円、換金が難しいものが1,000万円の計4,000万円となります。

**余裕ある老後のためにはいくら必要？**

次に今後の話です。今回のご質問を受けて、私がまずビックリしたのが「月40万円」を貯蓄や資産運用に振り分けられる経済力です。

老後資金のためとはいえ、ここまで大きな金額を振り分けられる時点で同世代のなかではかなり上位の経済力を持っている方かと思えます。

そして、今後10年間、月40万、年480万円を積み立てていくと、65歳時では不動産と合わせて9,000万円近い資産を築けることとなります。運用次第では1億円も可能でしょう。

FPがよく言う「老後資金3,000万」という言葉がありますが、なにが起こるかわからない

このご時世に余裕ある老後を送るためには「老後資金 1 億円」が必要とされています。

質問者の方の場合、すぐに換金できない不動産を除いても 8,000 万円近くの資金が用意できますし、不動産があるということは家賃がいらないうことですので、この老後資金は「ほぼクリア」と言ってもよいでしょう。

よくテレビで特集されるような「老後破産」になる可能性は限りなく低いと思います。

## 今後の財産防衛をどうするか？

さて、ご質問の方は「老後が不安」というよりは、奥様やお子様により多くの財産を残したいと思われるため、その点についてアドバイスいたします。

### 1：財産を減らさないように年金と利息で生活

質問者の方が国民年金なのか厚生年金なのかはわかりませんが、「年金と利息で生活」と考えられているので、おそらく厚生年金かと思います。

厚生年金であれば平均して月額 15 万から 17 万円程度が支給されますので、ご自宅を持っている方の場合、年金だけで生活することも十分可能です。

また「利息」とありますが、このご時世、1 億を持っていても利息は年間 100 万円もありません。この傾向は今後もしばらく続くでしょう。

ですので、利息にはあまり期待しないほうがよいです。利息があれば儲けもの、たまに夫婦で旅行でも行くか……ぐらいのイメージにしましょう。

通常、老後資金のみをお考えの方であれば、いくらかの資金を投資信託で運用し、老後は分配金などを生活の足しにする方法をご提案するのですが、「配偶者などに資金をより多く残すこと」を第一に考える場合、値下がりの可能性がある投資信託は少し優先順位が下がります。まずは預金中心の安全資産で運用しましょう。

## 控除をフル活用しよう

### (2) 相続対策をしておく

1 億円程度の財産を持っているのであれば相続税の対象になる可能性が十分にありますが、質問者の方の場合、こちらについてはそれほど恐れることはないと思います。

まず第一に、奥様への相続が生じた場合には特別に控除額が 1 億 6,000 万円まで認められていますので、基本相続税はかかりません。

実際は、通常の基礎控除である「3,000 万円＋法定相続人の数×600 万円」よりもかなり大きな控除が受けられることになります。

次にお子様ですが、こちらには今から少しずつ贈与をしておくといよいでしょう。

ご存知の通り、相続税には年額 110 万円の控除額がありますので、この範囲内で毎年少しずつ贈与しておくといよいと思います。現在 55 歳ですので、75 歳までの 20 年間かければ 2,000 万円ぐらいは贈与できるでしょう。

ただし気をつけていただきたいのが、税務署から「あらかじめ決められた一定額贈与の分割払い」と指摘されると、贈与税が課せられる可能性がある点です。金額や贈与のタイミングはある程度バラしておいたほうがよいと思われます。

あとは、お子様にお孫様がいらっしゃったり、自宅を購入・リフォームする予定があるのでしたら「教育資金の贈与の特例」や「住宅取得資金等の贈与の特例」を使いましょう。

お孫様の教育資金目的であれば 1,500 万円まで、住宅の購入やリフォームのためなら 1,200 万円まで…つまり合計 2,700 万円までの贈与が非課税になります。

どちらもかなりお得な制度で条件を満たすケースは多いですので、ぜひ利用してください。

相続の基礎控除の「3,000 万+法定相続人×600 万」、贈与の基礎控除「110 万×20 年」、教育資金と住宅資金の非課税制度の合計「2,700 万円」。それに加え、将来的な奥様からお子様の贈与も考えると、相続税の心配はあまりいらぬように思います。

## 心配しないで大丈夫です

結論として、お金は安全資産で貯めつつ、徐々にお子様に贈与、お亡くなりになったら奥様中心に相続、その後、奥様からお子様へと贈与、教育資金と住宅資金との特例をフルに使う。このようにしていけば、おそらく相続税を取られる可能性はほぼないと考えられます。

奥様が先に亡くなられる可能性もゼロではありませんので、安全のためにもお子様への贈与はすぐにでも計画を立ててしっかりと進めておくといよいでしょう。

今回の質問に対しての正直な感想は「条件はよいので安心してください」ということです。

十分な収入を持ち、値下がりしたとはいえ不動産もこれ以上下がる心配はありませんし、老後の住む場所も確保されています。また財産も相続税がほとんどかからない程度に収まりそうなので、あまりご心配せず、ご家族と楽しく毎日を過ごしていただければと思います。

来年 8 月から実施

高額所得者の介護サービスの自己負担が 3 割に

介護保険関連法改正

高額所得の高齢者が介護保険サービスを受ける際の自己負担が、来年 2018 年 8 月から 3 割に引き上げられる。改正介護保険関連法が 26 日参院本会議で可決、成立した。

65 歳以上に導入された介護サービスの自己負担額は原則 1 割だが、2015 年から一定の所得（単身で年金収入のみの場合年収 280 万円以上）のある人は 2 割になった。3 割負担になる所得水準は、今後政令で決める。厚生労働省は単身の高齢者で現役収入並みの 340 万円（年金収入のみでは 344 万円）以上、夫婦世帯で 463 万円以上を検討している。

介護給付総額は、介護保険制度が始まった 2000 年度から 3 倍に近い 10 兆円に膨らんでいる。団塊の世代が 75 歳以上になる 25 年度には約 20 兆円に倍増するとの試算もある。厚労省は新制度導入で、年 100 億円ほどの介護費の抑制効果があると見ている。

### 3 割負担の高齢者は全体の 3%、約 12 万人

厚労省によると、3 割負担に該当する高齢者は、全利用者の 3%相当、約 12 万人である。

改正法では、給与の高い大企業の社員らの保険料も増やし、支払い能力に応じた負担を求める。また 40-64 歳の保険料（労使折半）は、収入に応じて増減する「総報酬割」を今年 8 月から段階的に導入、20 年度に全面実施される。大企業中心に約 1300 万人は負担増となり、中小企業中心に約 1700 万人は負担減となる見通し。今年 8 月からまず保険料の 2 分の 1 に反映して、段階的に割合を増やし、2020 年度に全面実施される。

改正法ではこのほか、高齢者らが長期入院する介護療養病床は、廃止時期を当初予定の 17 年度末から 23 年度末に延長する。医療の必要性などに応じて 3 つのタイプに分けられる新たな施設「介護医療院」に移ってもらう。

このほか住民の要介護度をどれだけ改善・維持できたかなどの成果に応じて、国が自治体を財政支援する仕組みも導入して、18 年度から実施する。また悪質な有料老人ホームの指導監督を強化し、現在より厳しい「事業停止命令」措置を 18 年 4 月からスタートする。介護保険料滞納者には厳しいペナルティー

### 介護保険料滞納者には厳しいペナルティー

改正法には、厚生労働委員会の付帯決議付きで、自己負担割合が 2 割に引き上げられた前後の介護サービスの利用状況の変化や家計負担の推移などについて実態調査を行ったうえで、3 割への引き上げに必要な措置を講じるよう求めている。

20 年度の全面実施後、負担増となる高齢者の保険料は、現在より月平均 700 円余り増える見通しである。これによって国費は、年間約 1600 億円抑えられると厚労省は試算している。介護保険は滞納すると、滞納年数に応じてペナルティーが付き、滞納 1 年でも介護サービス利用料は全額負担となるので要注意である。それ以上の年月の滞納は、もっと厳しいペナルティーを覚悟しなければならなくなる。（長瀬雄壱 フリージャーナリスト、元大手通

信社記者)

## 平均寿命より長生きすると「困窮世帯」に？ 2035年には高齢者の3割が貧困、という政策レポート

BLOGOS2017年05月23日

今後ますます貧しい高齢者が増えそうだ。18年後の2035年には、高齢者世帯の約3割にあたる562万世帯で収入が生活保護の水準を下回り、貯金も不足する恐れがあるという。日本総合研究所が、5月17日に発表した「生活困窮高齢者の経済的安定に向けた課題」で論じた。

それによると、562万世帯のうち394万世帯は収入が生活保護の水準未満で、貯金が600万円に満たない「生活困窮高齢者世帯」。生活に足りない分を貯金でやりくりしているうちに残高が不足し、困窮する可能性が高い。

残りの167万世帯は「生活困窮予備軍」だ。収入が生活保護の水準を下回るが、600～900万円の貯金がある世帯などがここに含まれる。病気で入院したり、平均寿命よりも長生きしするといった「不測の事態」に見舞われると、貯金が足りなくなって「困窮世帯」に転落する恐れがある。

1950年代～1960年代生まれは「老後生活に必要な資金を十分に蓄積できていない」

2012年時点で、高齢者の「困窮世帯」と「予備軍」は合わせて412万世帯に上り、高齢者世帯全体(約1700万世帯)の4分の1を占めている。両者ともに、今後ますます増加する見込みだ。

貧しい高齢者が増えるのは、若いときに老後に必要な資金を蓄えられない人が増えているからだという。特に1950年代～1960年代生まれの世代では、老後の準備がままならなかった人が多いとする。

「(この世代では)バブル経済崩壊、ITバブル崩壊、リーマンショックといった経済危機の度に非正規雇用率が上昇した。これらの世代では、その後の景気低迷の下、雇用機会や賃金上昇が限定的であったため、年金を含め、老後生活に必要な資金を十分に蓄積できていない可能性が高い」

1950年代～60年代より後に生まれた世代はより悪い状況に置かれる恐れがある。

「職務経験の少ない時期や中堅期にバブル経済崩壊、アジア通貨・金融危機、IT不況、リーマンショックによる不況を経験した1950年代および1960年代生まれや、就職氷河期の団塊ジュニア(1970年代前半生まれ)、平成生まれは、若いころから非正規雇用率が前世代と比べ高い」

非正規雇用率が上がると、年金の納付ができず、将来無年金や低年金となる人が増える。こうした人たちは十分な貯金もできず、貧しい老後を強いられる可能性が高い。

一方、団塊の世代は不況の影響をあまり受けることなく、「資産形成に成功した」という。いわば逃げ切り世代だ。レポートでは次のように説明している。

「高度経済成長末からバブル経済時期を経験しているうえに、1990年代にはその多くが一定の役職者や管理者であったことなどから、世代全体に占める生活困窮世帯の割合は低く、経済危機の影響が小さかったといえる」

### 就労支援で「生涯現役社会」「一億総活躍社会」へ

これまで貧しい高齢者には、生活保護での支援がなされてきた。しかし財政が悪化し、こ

れ以上保護世帯を増やすことは難しいのが現状だ。そのため、政府は「社会保障による救済（福祉）から、生活困窮者本人の就労による自立支援、地域での共助・互助」へと対策を転換した。

就労意欲を持つ高齢者が増えたことも、こうした転換を後押しする。高齢者に何歳まで働きたいか聞いたところ、「働けるうちはいつまでも」と答えた人が最も多かった。レポートでは、「就労意欲があり、かつ就労可能な高齢者に対しては、積極的に就労支援を行うこと」が必要だと説明。社会保障費を抑制し、人材不足を解消するためにも、「生涯現役社会」「一億総活躍社会」の実現を訴えている。

ベーシックインカムは制度導入の仕方が問題です。フィンランドのように議論されている国というのは、すでに住宅や教育政策が整っていてお金がかからなくても暮らせるような社会になっている。

日本の場合、そういった資源が用意されていないですから。いきなり7、8万円渡しても暮らしにくい状況は変わらないと思います。また、障害者や高齢者といった介護医療などの福祉サービスのニーズが高い人がそれを現金で購入しないといけないということになれば、弱い立場にある人ほど恩恵は受けにくい。生活インフラの配分状況が十分でない中でお金だけ配っても今と一緒ですよ。

——近著『貧困世代』では、若者が声をあげることの重要性についても触れられています。

18歳から20歳の人々がどれだけ選挙に行くのかということは、最初の選挙ということもあって政治家は注目しているでしょう。マスコミも取り上げていますし、これで投票率が低かったら政策気運は萎えてしまいますよね。

暮らしにくさというのは政治で変えられます。例えば、低賃金の問題は、正規雇用を増やしたり、最低賃金をあげたりと下から底上げをしたり、賃金が低い分を補う施策を打てばいい。そういった政策がないって話なんですよ。今回の選挙が若者政策が進むか否かの試金石になることは確かです。誰に投票してもいいですが、政治ってなんだろうと関心を持ってもらう必要があると思いますね。

**【藤田孝典さん プロフィール】** NPO 法人「ほっとプラス」代表理事。埼玉県を中心に、生活困窮者の支援活動に13年間携わる。高齢者の貧困の実態を記した『下流老人 一億総老後崩壊の衝撃』（朝日新書）は20万部を突破するベストセラーに。近著に『貧困世代 社会の監獄に閉じ込められた若者たち』（講談社現代新書）。